2026(令和8)年10月22日

農林水産大臣
武部　新　殿

米国産生鮮ばれいしょの輸入解禁への対応に関する要請

立憲民主党

ばれいしょは、生食、加工、でん粉原料など幅広い用途に利用され、国民生活や食品産業を支える重要な農産物です。また、北海道では畑作の輪作体系に組込まれた基幹作物として農業経営上重要な位置を占めるとともに、全国各地の産地において地域農業を支える役割を果たしています。

生鮮ばれいしょについては病害虫の侵入リスクが高いため、我が国は米国産ポテトチップ加工用に限り、厳しい条件の下での輸入を認めていますが、現在、米国からは、さらに一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁要請がなされており、農林水産省は輸入解禁の手続である病害虫に対するリスク管理措置等について協議を進めています。

協議の対象とされている病害虫には、ジャガイモシロシストセンチュウ等、土壌中で長期間生存し、侵入後の根絶やまん延防止が困難なものが含まれています。また、一般流通用は広く消費者に販売されるため、加工用と同様の流通管理は不可能であり、ひとたび病害虫が農地に侵入すれば、防除対応や作付制限等により、産地に長期的な影響が及ぶことになります。

特に、日本の種ばれいしょ(種芋)の９７％は北海道で生産されており、全国のばれいしょ生産農家に壊滅的な打撃を及ぼす恐れもあります。

そのため、輸入解禁要請への対応に当たっては、影響を受ける産地関係者の意見を十分に踏まえるとともに、植物防疫上の安全性の確保を最優先として慎重に判断することが必要です。

よって、政府に対し、以下の事項を強く要請します。

１.植物防疫上の安全性の確保

米国産生鮮ばれいしょの輸入に伴う病害虫の侵入を阻止するためのリスク管理措置や米国における実施体制について、科学的根拠に基づき厳格に検討・検証を行い、その安全性が十分に確認されない限り、輸入解禁を行わないこと。

２.協議に関する情報の公開

輸入解禁が国内のばれいしょの需給、価格、生産及び地域農業に及ぼす影響を十分に検証するとともに、リスク管理措置や米国における実施体制等の今後の協議に係る情報を随時公開し、生産者、農業団体、地方公共団体その他の関係者に十分な説明を行うこと。

３.国内生産基盤の強化

国産ばれいしょの生産が減少する中、食料安全保障の強化に向けて、輸入に頼らずとも国内需要を賄えるよう国産ばれいしょの生産基盤の維持・強化に必要な措置を講ずること。

４.我が国農業を守る姿勢の堅持

輸入解禁に至れば我が国農業が非常に大きな影響を受けることが予想されることから、産地関係者の間に不安や懸念が広がっている状況を踏まえ、守るべきものは守るとの基本的な方針の下、毅然とした態度で協議に臨むこと。

以上